

## 理由説明書

本説明書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第9条第2項の規定に基づき、農林水産大臣が平成24年2月13日付け23消安第5625号で行った不開示決定（以下「原処分」という。）に対する開示請求者（以下「異議申立人」という。）からの異議申立てに関し、情報公開法第18条の規定に基づき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するに当たり、原処分を維持することについての説明である。

原処分において、不開示とした理由及び原処分を維持する理由は、以下のとおりである。

### 1 原処分において不開示とした理由

開示請求のあった第10回から第15回までの牛豚等疾病小委員会の音声記録については、不存在であるため不開示とした。

### 2 原処分を維持する理由

請求のあった音声記録が存在しないため不開示とした。

なお、本件異議申立てを受け、再度担当者への聞き取り等を行ったが、音声記録は不存在であることが改めて確認された。

以上のことから、本請求に係る音声記録が存在していないため不開示とした原処分は妥当であり、原処分を維持することが適当である。

### 3 その他の主張について

異議申立人のその他の主張は、いずれも上記2の判断を左右するものではない。